

盛岡広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）路線名 盛岡横手線
- （2）供用開始の区間
 - ア 盛岡市新田町102番5地先から城西町46番3地先まで
 - イ 岩手郡雫石町大字南畑黒沢山国有林58林班へ小班地先からち小班地先まで
- （3）供用開始の期日 平成23年2月4日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで
- 2（1）路線名 盛岡和賀線
- （2）供用開始の区間
 - ア 紫波郡矢巾町大字広宮沢第7地割4番1地先から26番1地先まで
 - イ 紫波郡紫波町片寄字白旗97番1地先から字野中971番1地先まで
- （3）供用開始の期日 平成23年2月4日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで
- 3（1）路線名 盛岡環状線
- （2）供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字祢宜屋敷25番3地先から字湯舟沢538番1地先まで
- （3）供用開始の期日 平成23年2月4日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで
- 4（1）路線名 盛岡石鳥谷線
- （2）供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字白沢第10地割260番1地先から大字太田第16地割293番地先まで
- （3）供用開始の期日 平成23年2月4日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月4日から同年3月4日まで